

日本労働年鑑 第64集 1994年版
The Labour Year Book of Japan 1994

特集 日本における外国人労働者の現状

第四章 労働省・労働組合の対応

一 労働省の新たな対応

■ 新しい対策の実施

労働省は、外国人労働者の労働災害や労働条件をめぐるトラブルなどが増加しているという認識のもとに、九三年度からいくつかの新しい対策を実施している。たとえば、「外国人労働者雇用状況報告制度」の創設、「外国人労働者の雇用・労働条件に関する指針」の制定、「外国人雇用サービスセンター」の新設、外国人求職者の多い公共職業安定所での「外国人雇用サービスコーナー」の増設、すでにみた名古屋での「日系人雇用サービスセンター」の増設などである。

■ 外国人労働者の雇用・労働条件に関する指針

この指針の目的は、外国人労働者が就労に当たって生じているトラブルを未然に防ぎ、雇用管理の改善、適正な労働条件および安全衛生の確保を推進することである。とくに「外国人労働者の雇用及び労働条件に関して考慮すべき事項」では、「事業主は、外国人労働者について、職業安定法、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備に関する法律、雇用保険法、労働基準法、最低賃金法、労働安全衛生法、労働者災害補償保険法等の労働関係法令を遵守すること」としたうえで、(1)募集及び採用の適正化、(2)適正な労働条件の確保、(3)安全衛生の確保、(4)適正な労災保険給付の確保、(5)雇用の安定及び福祉の充実の五点について、事業主に対して具体的な指示を与えている。

また、「外国人労働者の雇用状況の報告」の項では、「事業主は、外国人雇用状況報告制度に沿って、毎年六月一日時点の外国人労働者の雇用に関する状況を、所轄の公共職業安定所に報告するもの」としている。あるいは、常時一〇人以上の外国人労働者を雇用する事業主は、「外国人労働者の雇用労務に関する責任者を選任するもの」と定めている。

■ 外国人雇用状況報告制度

外国人雇用状況報告制度は、個々の事業所の外国人労働者の雇用状況を把握して、「失業の予防、再就職の促進等外国人労働者の雇用の安定を含めた労働力需給の適正な調整、外国人労働者に対する適切な雇用管理の促進等を図る」ために創設され、九三年六月一日に初めて実施された。

■ 雇用状況報告の結果

その「第一回外国人雇用状況報告の結果について」(九三年一一月労働省発表)によれば、同年六月一日現在で外国人労働者を直接雇用している事業所は一万一六二四、雇用されている外国人労働者

働者は合計で九万六五二八人であった。事業内容別では、「製造業」が六〇七六社(五二・三%)、「サービス業」二七七六社(二三・九%)、「卸売・小売業、飲食店」一四九八社(一二・九%)で、この上位三分類で全体の約九割を占めていた。事業所規模では、「一〇〇~二九九人」が三七七三社(三二・五%)、「五〇~九九人」二九一〇社(二四・九%)、「五~九九人」規模の事業所一二〇八社(一〇・四%)で、以上で全体の約七割を占めている(巻頭図3)。

職種別では、「生産工程作業員」が五万九八八三人(六二・〇%)で全体の六割を占めている。そのほか、「専門・技術・管理職」一万三九八七人(一四・五%)、「販売・調理・給仕・接客員」七一〇七人(七・四%)となっており、上位三職種で全体の八割強である(巻頭図4)。

出身地域別では、日系人労働者を中心とした「中南米」が六万〇七七八人(六三・〇%)、「東アジア」が一万五九一六人(一六・五%)で、この二地域で全体の八割を占めている。さらに雇用される外国人労働者のうち八万六九七一人(九〇・一%)が「一般労働者」であり、そのうちの五万九三八二人(六八・三%)が「日系人」、また八五三四人(八・八%)がアルバイトの「留学生・就学生」であった。

報告のあった事業所を地域別にみると、東京が二七八九社(二四・〇%)、大阪が九一五社(七・九%)、愛知が九〇九社(七・八%)、神奈川が七九八社(六・九%)、静岡が六四八社(五・五%)となっている。また、雇用される外国人労働者を地域別にみると、東京が一万八四五四人(一九・一%)、愛知が一万一六八一人(一二・一%)、静岡が九二九二人(九・六%)、神奈川が七三五四人(七・六%)、大阪が六四一三人(六・六%)であった。

■ 外国人雇用サービスセンター

「留学生を含めた外国人に係わる職業相談・紹介、雇用管理指導・援助等を専門的に取り扱う機関」として、九三年一〇月一八日、東京に「外国人雇用サービスセンター」が開設された。留学生を含めた外国人の日本企業への就職を支援する機関としてのこのセンターの事業の概要は、次の四点である。

(1) 綿密な職業相談、職業紹介の実施……職員、相談員及び通訳(英語、中国語)を配置して、外国人の特性に応じた綿密な職業相談、紹介を実施すること。

(2) 労働相談の実施……日本で就労を希望する留学生に関する在留資格変更手続きについての相談、その他、外国人の就労の適正化、円滑化を図るための相談を実施すること。

(3) 留学生就職支援事業の実施……留学生を対象とした就職情報誌の作成や留学生に対するセミナー、採用希望事業主との交流会の開催等、留学生の就職を支援するための各種の事業を実施すること。

(4) 雇用管理事業の実施……アドバイザーを配置し、外国人を雇用する事業主に対し、外国人の雇用管理に関する相談、援助を行うこと。

二 労働組合の動向

■ 労働組合への組織化

外国人労働者を支援したり、組合員に組織しているのは個人加盟が可能な地域の労働組合であ

る。こうした組合では、外国人労働者だけの分会が作られ、事業主との独自の交渉を行うなどの動きも生じてきている。

全国一般労働組合東京南部支部は、早い時期から英会話教師や技術者など合法的な資格を得て就労している外国人労働者を組織していることでよく知られている。九一年三月の時点で、組合員数二〇〇〇人のうち外国人組合員の数は八つの分会に約三〇〇人(一五%)である。九二年には、英会話学校に勤めている外国人教師を対象にした電話の労働相談である「レーバークリニック」を開設している(『日本経済新聞』九二年四月一四日付)。

民間労働組合の「神奈川シティユニオン」が結成されたのは、九一年二月末である。結成後七カ月の組合員数は、約一〇〇人であるが、そのうちの約半数の四七人が韓国、パキスタン、フィリピンなど八カ国の外国人労働者であった。九一年三月から取り組まれている外国人を対象にした労働相談件数は、九二年八月までで一九五件であり、そのうち最も多かったのが「賃金未払い」の七〇件、「労災事故にかんするもの」六八件、「解雇」四七件などとなり、賃金未払いや解雇など不況の影響が外国人労働者に厳しくなっていることが示されている(『神奈川新聞』九二年八月二一日付)。

「江戸川ユニオン」に外国人労働者が初めて加入したのは八九年四月である。その後、外国人組合員の数は増加し、三年後の九二年には合計一〇カ国の外国人七〇人で、全組合員の二割を占めている(『毎日新聞』九二年二月七日付)。

■ 外国人労働者だけの分会

また、「全統一労働組合」に外国人労働者だけの分会が発足したのは、九二年四月であった。発足時の外国人組合員数は、二〇人であったが、九三年三月には約二二〇人へと増加している。また、組織されている外国人労働者のほとんどがいわゆる「不法就労」外国人労働者で占められている(『朝日新聞』九三年三月六日付)。同組合は、九三年三月には、全国でもはじめての「生活と権利のための外国人労働者一日行動」を実施し、事業主との直接交渉を行ったり、行政機関に対して外国人労働者の労働環境改善を求める請願行動を行っている(『日本経済新聞』九三年三月九日付)。

このように、既存の地域労働組合や新しく結成された労働組合に合法・非合法を問わず外国人労働者が組織され、組合によっては外国人だけの分会がつくられているのが、九〇年代に入ってからの特徴といえることができる。

■ 独自の労働組合の結成

さらに、九三年三月に、ほぼ外国人労働者だけの労働組合である「国際互助組合ブライト」が東京に結成された。同労働組合は、七月には組合員数一六五〇人へと発展し、正式な労働組合としての法人登記を行っている(『日本経済新聞』九三年七月二二日付)。組合員の多くは、建設現場や中小工場で働いている東南アジアや中近東からの外国人労働者であり、いわゆる「不法残留・不法就労」の外国人労働者が、労働組合に組織化されてきていることを示している。その後も加盟希望者は多く、一二月の組合員数は二五〇〇人以上となっている。

■ 受け入れを容認する労働組合

他方、「全国一般労働組合同盟」(一一人)は、いわゆる「単純労働者」の外国人労働者の受け

入れを容認し、その具体的な対策として「外国人労働者の受け入れに関する政策の具体化及び同政策実現のための行動に関する提言」を九二年七月の中央委員会で正式に確認している。サービス業中心の中小企業の労働者で構成されている同労働組合が受け入れ容認へと方針を転換した背景には、深刻な労働力不足で加盟組合の企業が外国人労働力に依存しなければならない状況、さらに「不法就労」状態のもとにある外国人労働者の人権や労働権が阻害されていることなどがある(『朝日新聞』九三年三月六日付)。

具体的な政策では、海外に受け入れのための窓口として「外国人労働者受け入れセンター」を設置すること、外国人労働者の受け入れは、国内労働者の採用ができなかった場合に限定すること、各国別の受け入れ枠や規模や職種別の受け入れ人数枠も設定すること、原則五年の就労を認めることなどを提言している。また、現存する「不法就労」外国人労働者については、一定の条件のもとで、労働者として登録して一年間の労働資格を与えるとしている(『週刊労働ニュース』九二年六月一日付)。

■ 金属機械労働組合の協定基準

金属機械労働組合(二万人)に、安易な外国人労働者の就労を促進する政策は支持しないとしながらも、現実的に就労している外国人労働者の基本的権利と労働基本権を擁護することおよび組合員の雇用と労働条件を守ることを目的として、九一年一二月に「外国人労働者の採用及び外国人研修生の受け入れにかんする協定基準」を策定した。そこでは、外国人労働者の受け入れを労働組合との事前協議事項とすること、採用は「直接雇用」を原則とすることをはじめ、労働契約や労働条件・安全衛生等についても詳細な基準を設定している。

また、同労働組合の傘下主要支部における「外国人労働者・研修生実態調査報告」によると、その総数は五三八人であるが、労働者として働いている外国人数は四三八人であった。これらの外国人労働者の国籍は二三カ国であるがブラジル三一六人(七二・三%)、ペルー四四人(一〇・一%)で、八割以上が南米日系人で占められていた。雇用形態では、正社員は五一人で一・七%でしかなく、ほとんどが臨時・パートやアルバイトであった。また、労働組合には、正社員、嘱託・契約社員で働く欧米人(一人)の一部が組織化されているだけで、臨時・パートやアルバイトの外国人労働者は一人も組合に入っていなかった。さらに、給与水準はほとんどが日本人と同様と回答しているが、社会保険の加入については、正社員は全員加入しているが、非正社員の加入状況はきわめて悪いことが明らかになっている(『週刊労働ニュース』九二年六月一日付け)

日本労働年鑑 第64集

発行 1994年6月20日

編著 法政大学大原社会問題研究所

発行所 労働旬報社

2006年11月10日公開開始

■ ←前のページ 日本労働年鑑第64集【目次】 次のページ → ■
日本労働年鑑【総合案内】

法政大学大原社会問題研究所(<http://oisr.org>)
